

## 次期八尾市こどもいきいき未来計画策定支援等業務優先交渉権者選定基準

### 1. 選定方法

- (1) 提案書内容、経費を基に評価点を算出する。
- (2) 評価点は各委員の持ち点を120点とする。
- (3) 提案者が6者以上ある場合は、事前審査で、提案書、見積書、類似業務の実績の書類審査を行い、その評価点数の高い上位5者をプレゼンテーション審査の対象とする。
- (4) 審査は、提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ総合的に評価を行い、優先交渉権者及び次点者を選定する。
- (5) 評価点の同じ者が2者以上ある場合は、評価項目「5. 次期計画策定につながるニーズ調査に関する提案等」及び「6. こどもの意見反映に関する取組みの提案」の合計評価点（以下、「提案評価点」という。）が高い者を上位とする。なお、提案評価点も同じ場合は、再度提案評価点の採点を行い、優先交渉権者を選定する。
- (6) 優先交渉権者との協議が合意に至らなかった場合は、次点者と協議に入ることとする。
- (7) 優先交渉権者の評価点が選定会議出席委員持ち点総合計の60%に達しない場合、再募集とする。

### 2. 評価基準

#### (1) 採点のめやす

採点は、以下のとおり5段階とし、評価項目ごとの掛率で配点する。

|          |       |       |       |          |
|----------|-------|-------|-------|----------|
| 非常に優れている | 優れている | 標準である | 劣っている | 非常に劣っている |
| 5        | 4     | 3     | 2     | 1        |

#### (2) 評価基準

提案書及びプレゼンテーションの内容における採点：各委員持ち点120点

| 評価項目                     | 審査基準   | 掛率 | 配点 | 提案内容   |
|--------------------------|--|----|----|--------|
| 1. 業務の実施体制               | 本業務を迅速に遂行し得る体制、人員配置を整えているか<br>また、配置予定者が本業務と並行して担当する予定の業務の量は妥当か                           | ×1 | 5  | 2－(A)  |
| 2. 法人の業務実績               | 法人に市町村次世代育成支援行動計画や市町村子ども・子育て支援事業計画等の策定及びニーズ調査業務の経験及び実績は十分あるか                             | ×1 | 5  | 1－(10) |
| 3. 配置予定者の実績と業務遂行に必要な能力   | 配置予定者に市町村次世代育成支援行動計画や市町村子ども・子育て支援事業計画等の策定及びニーズ調査業務の経験及び実績は十分あるか<br>また、本業務遂行に必要な能力を有しているか | ×3 | 15 | 2－(B)  |
| 4. 本市の子育て支援施策の状況等への理解・分析 | 本市の子育て支援施策の状況・特徴及び課題について十分理解・分析しているか。また、次期計画の策定に関する考え方は、国が策定を進めている、こども大綱の動向等を勘案できているか    | ×2 | 10 | 2－(C)  |

|                            |  |     |     |         |
|----------------------------|--|-----|-----|---------|
| 5. 次期計画策定につながるニーズ調査に関する提案等 | 本市の子育て支援施策の状況、近年の社会の動向や子どもを取り巻く状況等を踏まえて、次期計画策定のための具体的な設問の提案がされているか | × 3 | 15  | 2 - (D) |
|                            | 単純集計、クロス集計、経年比較など本市の現状と課題を把握するための集計・分析に関する提案となっているか                | × 2 | 10  |         |
|                            | ニーズ調査の回収率を向上するための工夫や提案はあるか<br>また、妥当性・実現性のある提案となっているか               | × 2 | 10  |         |
| 6. こどもの意見反映に関する取組みの提案      | こどもの意見反映に関する取組みについて具体的で妥当性・実現性のある提案となっているか<br>また、整理・分析・利活用方法は適切か   | × 4 | 20  | 2 - (E) |
| 7. 次期計画等の効果的な周知・発信         | 次期計画等が、子どもや一般市民に広く伝えるための工夫や方策が具体的で妥当性・実現性のある提案となっているか              | × 3 | 15  | 2 - (F) |
| 8. スケジュール                  | スケジュールが具体的に設定され、仕様書に基づいて業務内容を的確に把握した、実現性・妥当性のある提案となっているか           | × 1 | 5   | 2 - (G) |
| 9. 経費                      | 下記の見積書審査基準により審査  | × 2 | 10  | -       |
| 合計                         |  |     | 120 |         |

・見積書審査基準

提案者のうち、最低見積金額を提示した者は、10点とする。

2位以下については、下記の演算式によるものとする。

（【提案者中最低見積額／各者見積額】×10点 少数点以下は切り捨て）

(3) 留意点

- ・上記評価項目で、1項目でも記載がない項目があれば、すべての項目の評価を行わない。
- ・見積限度額以上の見積価格を提出した者は評価しない。